



こう じ のう き のう しょう がい

# 高次脳機能障害 ハンドブック

自動車運転再開編

## 発行

沖縄県高次脳機能障害及び  
その関連障害に対する支援普及事業 拠点機関

## 共同作成

沖縄県警察運転免許センター・沖縄県指定自動車学校協会  
医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院 自動車運転再開支援班

## 医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院

〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根 2-15-1

病院代表:098-982-1777

高次脳機能障害デイケア直通:098-982-1863





# 高次脳機能障害と 自動車運転

高次脳機能障害を抱える多くの方が自動車運転の再開を希望されます。障害の程度により、やむを得ず『運転を断念する方』もいますが、時間をかけて準備を行い、必要な手続きをして『運転を再開する方』もいます。安全な交通社会のためにも、運転再開に関する正しい知識を身につけ、慎重に検討することが今求められています。

## 目次

- 高次脳機能障害とは……………P.03
- 高次脳機能障害と運転行動……………P.04
- 高次脳機能障害の方の  
自動車運転の特徴……………P.05
- 病気と自動車運転免許制度……………P.09
- 運転再開までの流れ……………P.10
- 運転再開が決まった場合……………P.15
- 運転断念が決まった場合……………P.18
- ご本人・ご家族様へ……………P.19



# 高次脳機能障害とは

「記憶する」「集中する」  
「考える」「感情をコントロールする」  
「コミュニケーションをとる」など、  
私たちが日常生活を過ごすために  
欠かせない脳の働きの  
ことを「高次脳機能」といいます。

病気や交通事故などで脳に傷がつくと、  
「高次脳機能」がうまく働かなくなり、  
周囲の状況に合わせて適切な行動を取ることが  
できなくなる場合があります。

高次脳機能がうまく働かず、  
日常生活や社会生活を送る  
ことに支障をきたした状態のことを  
高次脳機能障害といいます。



## 高次脳機能と運転行動

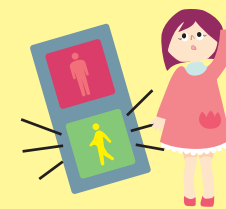
運転行動は、「認知・予測・判断・操作」で成り立っています。高次脳機能が上手く働かないと運転行動に影響を及ぼすことが考えられます。身体に障害がなく、日常生活において問題なく過ごしている高次脳機能障害の方でも、運転となるとより高度な能力が必要とされるため、問題が生じることがあります。

### 1 認知



周囲の状況を把握する

### 2 予測



横断するかもしれないと予測する

### 3 判断



進むか止まるかを判断する

### 4 操作



ハンドルやブレーキを操作する

# 高次脳機能障害の方の自動車運転の特徴

## 注意障害

### 運転に集中できない

注意障害がある方は、同乗者との会話、ラジオや音楽で気が散ってしまい、運転に集中することが難しくなることが多いようです。



## 半側空間無視

### 見落とし運転になりやすい

視力や視野に問題がない場合でも、見ている空間を認識(認知)することが難しくなり、信号や標識、通行人を見落としてしまうことがあります。



## 情報処理

### 道路の状況に合わせて走行することが難しい

即座に状況を認識し判断することが苦手になるため、タイミングよく右左折したり、車線変更することが難しくなるようです。



## 記憶障害

### 目的地を忘れる、道に迷う

記憶に障害がある方は、目的地を忘れてしまったり、不慣れた道路で、道に迷ってパニックになることがあります。



# 高次脳機能障害の方の自動車運転の特徴

## 社会的行動障害

### イライラして乱暴な運転をしてしまう

感情のコントロールが難しい方は、渋滞や、道の譲り合い等些細なことに過敏に反応してしまい、ついつい乱暴な運転をしてしまうことがあります。



## 失語症

### トラブルが起きた時に状況説明ができない

失語症などがあると、思うように会話が行えないため、トラブルが起きた際に、相手と応対することが困難になります。



## 易疲労性

### 運転をすると疲れやすい

長い時間運転に集中したりすると脳が疲れやすい状態になることがあります。



## 病識欠如

### 病気の前と同じだと思って運転する

自分自身の障害について気づきにくく、自分では「大丈夫」、「病気の前と変わらず何でもできる」と思い、十分な危機感のないまま運転を行ってしまうことがあります。



## 病気と自動車運転免許制度

高次脳機能障害は、道路交通法第90条及び103条の『一定の症状を呈する病気等』（自動車運転等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気・脳卒中後遺症）に該当します。

### 「一定の病気等」とは

統合失調症・てんかん・再発性の失神・無自覚性の低血糖症・そううつ病・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害・脳卒中・認知症・アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤の中毒・その他安全な運転に支障のあるものを「一定の病気等」と総称しています。

### ●虚偽の申告で免許を取得、更新すると罰則が適用されます

公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする方に対して、一定の病気に関する質問ができるようになりました。症状があるにも関わらず虚偽の回答をして免許を取得または更新した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑が適用されます。

### ●医師が任意で申告できる制度を新設

医師は、一定の病気等に該当する方を診察し、その方が運転免許を持っていると知ったときは、任意でその患者の診察結果を公安委員会に届け出ることができるようになりました。（※医師の守秘義務の例外となるよう法的整備がなされています）。

### ●病気が疑われる事故運転者には暫定的な免許停止が可能に

一定の病気等にかかっていると疑われる場合は、専門医の診断による取消処分を待たずに、暫定的な免許の停止の措置を受けることがあります。

## 運転を再開するまでの流れ

### STEP1

## 相談をする

### 1 家族と相談する

病気をした後、自動車運転を再開するかどうかについて、まずは、ご家族と話し合いをしましょう。ご本人の気持ちだけでなく、ご家族の考えも確認した上で、運転再開に向けた準備を進めましょう。



### 2 医療機関・かかりつけ医へ相談する

現在通院している医療機関やかかりつけ医へ自動車運転の再開について相談し、今後の運転再開に関する方針を検討しましょう。

※通院先の医療機関では対応ができない場合、対応可能な他医療機関を紹介する場合があります。またすべての医療機関が道路交通法に精通しているとは限りませんので、運転免許センターをご案内する場合があります。

